

# 第1章 計画策定の趣旨等





# 1 計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、平成 10（1998）年に3万人を超えた後、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成 22（2010）年以降は減少を続け、平成 28（2016）年まで5年連続して3万人を下回ったものの、依然として年間2万人以上の方が自殺により亡くなっています。

国においては、平成 18（2006）年に「自殺対策基本法」を制定するとともに、平成 19（2007）年には「自殺総合対策大綱」を策定し、取組を推進してきました。

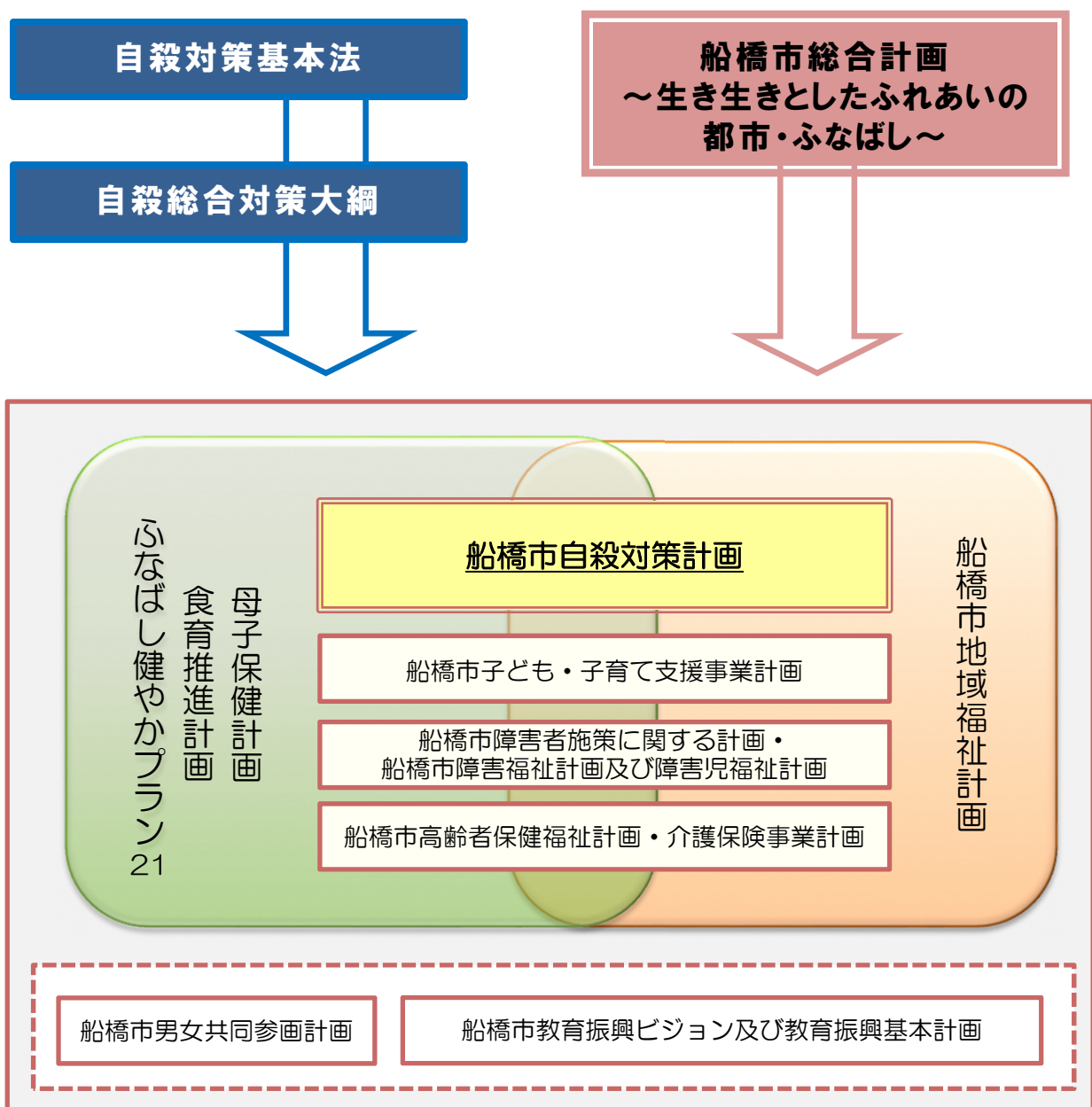
自殺対策基本法においては、自殺は個人的な問題として考えるのではなく、全ての国民に関わる社会全体で取り組む課題であるとされ、平成 24（2012）年に見直された自殺総合対策大綱においては、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」、「自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題」、「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い」という、自殺に対する新たな基本的認識が示されました。

また、平成 28（2016）年には自殺対策基本法の改正により、市区町村に「自殺対策計画の策定」が義務付けられました。さらに、平成 29（2017）年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが掲げられました。そして、基本方針として①生きることの包括的な支援として推進する、②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む、③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる、④実践と啓発を両輪として推進する、⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する、の5つを推進することとなりました。

船橋市においては、平成 22（2010）年より、「自殺対策連絡会議」を開催し、自殺の実態把握や関係団体との活動情報交換、自殺防止の啓発、広報等、自殺対策を総合的に推進してきましたが、自殺対策基本法の改正を受けて、「船橋市自殺対策計画」を策定することとなりました。この計画により、生きることの包括的な支援や関連施策との有機的な連携、関係者の役割の明確化などを図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、本市の実情を勘案した自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを目的に策定するものです。自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、第2次千葉県自殺対策推進計画等を踏まえ、本市の基本計画である「船橋市総合計画」との整合性を図り、またその関連計画である「第3次船橋市地域福祉計画」、「ふなばし健やかプラン21（第2次）」等の計画との連携を図る計画とします。



### 3 計画の期間

計画の期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間とします。  
 なお、国の自殺総合対策大綱が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱及び第2次千葉県自殺対策推進計画では、10年後の自殺死亡率を現状より30%以上減少させることを目標としています。

本市においても、10年後に自殺死亡率を30%以上減少させるため、当計画での目標を下記のとおりとします。

目 標	現状値	目標値(5年後)	長期目標(10年後)
	平成27(2015)～ 平成29(2017)年 平均値	2020～2022年 平均値	2025～2027年 平均値
自殺死亡率(10万人対)	13.4	11.3	9.3

※自殺死亡率は単年ではバラつきがあるため、3か年の平均値を指標としています。

※上記自殺死亡率の場合、自殺者数は目標値(5年後)71人、長期目標(10年後)59人  
 (船橋市将来人口推計(平成28年4月1日時点)を使用)

資料：地域における自殺の基礎資料